

保全インフォメーションきんき 第143号

【令和元年6月21日号】

★ も く じ ★

1. How To 保全 (1)

建築設備の基礎の基礎 ～ シリーズ第1回目 ～

2. How To 保全 (2)

施設情報管理システム (BIMMS-N) への入力作業について

3. お知らせ (1)

保全行政の動向について

4. お知らせ (2)

政府実行計画の実現に向けた取組について ～ 環境対策2019 ～

5. お知らせ (3)

平成30年版建築保全業務共通仕様書等の改定について

6. お知らせ (4)

私たちが保全の窓口です！ ～ 令和元年度 整備局担当者の紹介 ～

このメールマガジン（メールでの受信が不便な方にはFAXで配信）は、国家機関、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等において、施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全技術等の各種情報をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしております。

本メールマガジンについての御意見、御感想や、「How to 保全」に取り上げて欲しい内容等の御連絡をお待ちしております。頂きました御意見等につきましては、今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っております。

なお、バックナンバーにつきましては、下記HPに掲載しております。

http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/index.html

保全インフォメーションきんき 編集事務局

■ 営繕部 保全指導・監督室

TEL : 06-6443-1791

Mail : kk-soudan-hozen@mlit.go.jp

■ 京都営繕事務所

TEL : 075-752-0505

Mail : kk-soudan-kyoei@mlit.go.jp

1. How To 保全 (1)

建築設備の基礎の基礎 ～ シリーズ第1回目 ～

特に今年度初めて保全業務に携わる施設保全責任者及び施設保全担当者の方を対象として、施設保全に必要な建築設備の基礎的な内容を4回にわたり紹介してまいります。

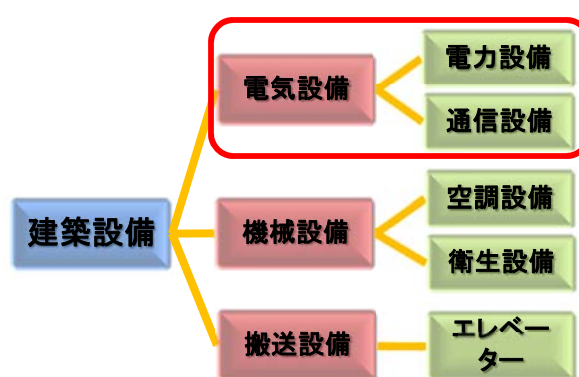
建築設備とは建築基準法第2条第三号に「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。」となっています。

今回は、シリーズの第1回目として建築設備の電気設備について説明します。

電気設備には「電力設備」と「通信設備」があります。

「電力設備」は電気をエネルギーとして利用し、照明を付けたりエアコンを動かす為の電源です。「ボルト」「キロワット」などの単位で表します。

「通信設備」は情報を伝えるために電気を使用するもので、電話やLAN、インターホンなどが該当します。



電気には直流と交流という種類があります。

直流は、電流の向きと強さが一定で、+から-に電気が流れます。乾電池や車のバッテリーがこれに当たります。

交流は電流の向きと強さが周期的に入れ替わります。コンセントは交流ですので、どちら向きに差し込んででも使用できます。

交流には単相と三相という種類があります。

単相は2本の電線で電源を供給します。用途として照明器具、家電エアコンなどがあります。電圧と方式として単相2線式100Vまたは200V、単相3線式100/200Vがあります。

三相は3本の電線で電源を供給します。用途は、ポンプ、パッケージ空調機に使われ、ビルの機械室に使われることが多い方式です。電圧と方式は三相3線式200Vと三相4線式240/415Vがあります。特徴としては、損失が少なく効率が良いことが上げられます。

次号以降において事例を挙げて紹介いたします。

2. How To 保全 (2)

施設情報管理システム (BIMMS-N) への入力作業について

① 保全実態調査について

今年度も官庁施設情報管理システム (BIMMS-N) で行う「保全実態調査」(※一部施設は、「官庁建物実態調査」の書面調査項目も含まれます。)の入力時期となりました。各施設保全責任者の皆様におかれましては、整備局より依頼させていただいております入力期間内での報告処理をお願い致します。

この記事では、『BIMMS-N』入力時において参考となる情報などについて、紹介させていただきます。

【令和元年度 入力期間】※下記期間中に“報告処理”をお願いします。

【第一グループ】令和元年5月27日(月)～令和元年7月26日(金)

最高裁判所、内閣府、法務省、国土交通省、環境省、防衛省

【第二グループ】令和元年6月10日(月)～令和元年8月9日(金)

衆議院、参議院、国立国会図書館、会計検査院、人事院、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

② システムの変更点について

今年度から一部システムが変更されています。

◆ URLの変更

URLが『 <https://bimms-n.mlit.go.jp/> 』に変更されています。お気に入りにログイン画面を登録されている場合はご注意ください。

◆ 基礎情報の一括インポート機能を追加

基礎情報入出力様式をエクスポートし、必要事項を記入後インポートすることで、基礎情報に限り一括でシステムに取り込むことが可能となりました。

The screenshot shows the BIMMS-N web application interface. A red box highlights the '未報告、基礎情報入出力様式、エクスポートを選択し、実行ボタンを押すとExcelデータが出力されます。' (Select 'Unreported', 'Basic Information Input/Output Form', and 'Export', then click the 'Execute' button to output Excel data.) Another red box points to the 'インポート' (Import) button, with a note: 'ログイン後、保全実態調査・官庁建物実態調査の調査票入力・閲覧をクリックすると、図のような画面になります。' (After login, clicking 'Input/View Survey Form' for 'Preservation Status Survey' or 'Government Building Status Survey' leads to a screen like this.) A third red box points to the 'インポート' button, stating: 'エクスポートしたExcelデータに必要事項を入力後、インポートボタンを押してファイルを指定すると、基礎情報がシステムに取り込まれます。' (After inputting necessary items into the exported Excel data, click the 'Import' button to specify the file, and the basic information will be imported into the system.)

② システムの変更点について (つづき)

◆ダウンロードしたExcelデータ(調査票)に宿舎の戸数を表示

◆エクスポートした一般事項・保全実態調査CSVデータに宿舎の戸数を表示

2年前から宿舎の入力項目に「戸数」は追加されていましたが、今年度からは出力したデータにも「戸数」が表示されるようになりました。

Excelデータ
建築物の最終行に戸数が表示

CSVデータ
ATS列以降に戸数が表示

③ 「？」ボタンについて

BIMMS-Nの「保全実態調査」の各ページには「？」ボタンが色々なところにあります。この「？」ボタンをクリックすると、「入力マニュアル」の該当ページが別ウィンドウで開き、入力項目の説明や注意点が表示されますので、入力の際は一度は「？」ボタンをクリックしてみてください。

■保全実態調査・官庁建物実態調査 >> 調査票入力・閲覧 >> 調査票一覧 >> 調査票編集

調査票

施設名称: 施設名称ST-1221-1

通信欄
30分間で自動ログアウトしますので「変更を保存」をごまめにお願います
また、自動ログアウトした場合、編集した内容は破棄されます

状態: 未報告

一般事項 建築物情報 保全体制及び計画 法定点検の実施状況 施設の維持管理状況 維持管理費 報告

・昨年度の調査に回答頂いた施設については、回答欄の一部に昨年度と同じ内容を予め入力していますので、ご確認の上、必要に応じて修正して下さい。
・合同庁舎については、原則として、管理官署が調査票に入力して下さい。
・管理官署が複数ある場合は、どちらかの官署がデータをとりまとめる等重復がないように調整を行った上で複数の管理官署の担当者が調査票に入力して下さい。

変更を保存

施設名称: 施設名称ST-1221-1

所在地
郵便番号: 369 - 1908
都道府県: 埼玉県
市区町村: 市町村:369-1908
番地: 番地

管理官署
省庁: 国土交通省
部局: 部局
課室: 課室

タブ名「一般事項」
「一般事項」の確認・修正

施設名称、所在地、管理官署等

最初に「一般事項」のタブをクリックしてください。

記載内容を確認し、間違いや変更等があれば修正してください。

1 2 3 4

④合同庁舎等の入力について

BIMMS-Nは「施設」を対象とした調査であります。合同庁舎等複数の官署が入居している施設の入力を行う場合、自らが所属する官署の状況だけではなく、他の入居官署の状況も確認して入力する必要がありますので、注意してください。

⑤保全計画・保全台帳について

BIMMS-Nでは「年度保全計画の作成」「中長期保全計画の作成」「点検及び確認結果の記録」「修繕履歴の作成」についての調査があります。それぞれの選択項目の中で、どれを選択すべきか判断に迷う場合もあると思います。「判断の目安」と照らし合わせてみて、「作成して（活用できて）いる」相当の場合は、そちらを選択してください。

保全計画	年度保全計画の作成	☐ 年度保全計画を作成している。 ☐ 年度保全計画を一部について作成している。 ☐ 年度保全計画を作成していない。
	中長期保全計画の作成	☐ 中長期保全計画を作成している。 ☐ 中長期保全計画を一部について作成している。 ☐ 中長期保全計画を作成していない。
保全台帳	点検及び確認結果の記録	☒ 点検及び確認結果の記録が十分で、業務に活用できている。 ☐ 点検及び確認結果の記録を一部について行っている。 ☐ 点検及び確認結果の記録は行っていない。
	修繕履歴の作成	☐ 修繕履歴を作成している。 ☐ 修繕履歴を一部について作成している。 ☐ 修繕履歴を作成していない。

「一部作成して（行って）いる」の判断の目安

【年度保全計画】

点検、修繕実施予定や設備業者による点検（シーズン点検を含む）等の予定を一覧表や文書で記載されているものがある場合も、年度保全計画とみなしてさしつかえありません。

- 「作成している」：当該年度に行うべき予定の保全計画がすべて含まれている
 「一部作成している」：当該年度に行うべき予定の保全計画が一部含まれている

【中長期保全計画】

作成方法：BIMMS-Nの「中長期保全計画作成」機能を使用していなくても、独自の様式、方法で作成されている場合も「作成」「一部作成」となります。

- 「作成している」：下記の①②ともに満足している場合
 「一部作成している」：下記の①または②の、一部でも満足している場合

- ① 複数棟の建築物がある場合、主要建築物について作成している。
- ② 建築、電気、機械の主要な部位について作成している。
 * 「主要な部位」とは、以下を参照ください。
 - ・業務上停止が許されない設備機器等、各省各庁が重要としている部位
 - ・BIMMS-N を用いて作成した場合に機械的に表示される部位

	機械的に表示される部位
建築	屋根、壁、窓、建具、床、天井 など
電気設備	受変電、非常用自家発、分電盤、照明器具、火災報知 など
機械設備	熱源機器、空調機、換気設備、衛生器具、昇降機 など

→建築（防水や外壁など）のみ作成しており、電気（受変電など）、機械（空調熱源など）が一切ない場合などは、「一部作成している」。

「一部作成して（行って）いる」の判断の目安（つづき）

【点検及び確認結果の記録】

作成方法：BIMMS-Nの「点検記録情報管理」機能を使用していなくても、紙媒体で保管している場合も「活用」「一部活用」となります。

「活用できている」：法定点検及び確認すべての記録がある。

「一部行っている」：法定点検及び確認の一部の記録がある。

→点検の記録を一部紛失している場合や、一部作成していない場合などは「一部行っている」。

※新築建築物で、緩和規定によりすべての点検が対象外になっている場合は、新築点検及び確認の記録がなくても「点検及び確認結果の記録が十分で、業務に活用できている」を選択してください。

【修繕履歴】

作成方法：BIMMS-Nの「修繕履歴情報管理」機能を使用していなくても、修繕・改修工事の図面や台帳等を紙媒体で保管している場合も「作成」「一部作成」となります。

「作成している」：中長期保全計画に記載した部位すべての修繕・改修工事（100万円以上）の記録がある、少なくとも過去5年以内に実施・完成したすべての修繕・改修工事（100万円以上）の記録がある。

「一部作成している」：修繕・改修工事（100万円以上）の一部記録がある。

→修繕履歴となり得る資料の一部を紛失している場合や、確認できない場合は「一部作成している」。

※修繕や改修工事を実施していない年度については「修繕なし」の記録を残して下さい。また新築建築物で、修繕や改修工事を実施していない場合は「修繕履歴を作成している」を選択してください。

⑥官公法・建基法の点検状況について

点検周期は建基法・官公法ともに、建築物等の点検は3年以内毎に、昇降機・建築設備・防火設備の点検は1年以内毎に実施とされています。ただし、検査済証の交付を受けた（建物完成時）後、最初の点検においては、建築物等の点検は6年以内に、昇降機・建築設備・防火設備の点検は2年以内に実施とされています。また防火設備の点検においては経過措置もあります。

建築物等の点検部位に「外壁」があります。外壁の点検においては、仕上げにもよりますが、10年を超えかつ3年以内に全面点検が必要となる場合があります。

BIMMS-Nに入力する前に、前回の点検実施時期、防火設備の設置時期、外壁仕上げの施工時期（改修工事を行った場合はその時期）を確認してください。なお、前回の点検時期から定められた期間内（**1-1-1**）で示している部分）であれば、「点検している」を選択するよう注意してください。

▼建物完成

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	...
建築物等						●			●			●※1	...
昇降機		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	...
建築設備		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	...
防火設備※2		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	...

※1 外壁にタイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等が使用されている場合は、10年を超えかつ3年以内の時期に全面打診等の点検を行う必要がある。

※2 防火設備は経過措置があり、H28.6.1以前に設置済みの防火設備については、H31.6.1までに最初の点検を行うこととされている。

3. お知らせ（1）

保全行政の動向について

◆始めに

今年度は、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）の説明会を大阪合同庁舎1号館において、5月及び6月に開催しました。午前中の「建築の基礎知識」の講習会も含め長時間の会議でしたが多数の参加をいただき感謝申し上げます。内容を工夫し、資料を充実させたこともあり、アンケート結果でも好評を得ましたが、更にご意見を反映し改善していく所存です。

◆保全の現況

「保全の現況」は保全実態調査を基に毎年、分析・評価し、公表しているものです。その「保全の現況」に記載がありますが、昨今の動向として、最も重要なのがインフラ長寿命化計画への対応です。今年度から、初めて保全にかかわる方も少なくないと思われますので、少し詳しく記載しますと、インフラ長寿命化計画（行動計画）において、良好な施設の割合（総評点が80点以上の施設）の目標を平成30年度までに80%以上とされています。官庁施設分野における良好な施設の割合は94%（平成30年10月時点）となっており、目標以上の達成率となっておりますが、メンテナンスサイクルを達成するため、より一層推進していく必要があります。

インフラ長寿命化計画に関しては、過去の「保全インフォメーションきんき」にも詳細な解説がありますので、必要に応じて参照願います。

◆保全関連の動き

全国的な建築分野の保全関連の動きについて主なものを箇条書で紹介いたします。

- 建築基準法改正に伴い、平成30年10月に国家機関の建築物の建築設備の定期点検告示が一部改正されました。換気設備や給水設備及び排水設備において、条件はありますが、日常点検の結果を確認することにより定期点検が免除されています。また、他の法令に基づき施した点検等の記録があれば、定期点検は免除されていますので、定期点検業務を発注する際には留意してください。
- 同じく建築基準法改正についてです。定期点検の対象となる特殊建築物（宿舍等）の床面積が緩和されます。ただし、階数によっては従前と変わらない場合もありますので注意が必要です。
- 国土交通本省においては、インフラ長寿命化計画（行動計画）のフォローアップとして4月時点で「保全状況の良好な施設の割合の向上」などの指標内容を達成していない施設名を具体的に示して各省各庁に送付しております。引き続きインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づいた対応をよろしくお願いします。

◆終わりに

その他、近畿地方整備局営繕部においては、今年度も引き続き、地区保全連絡会議の開催や公共建築相談窓口等を通じて、官庁施設の保全において、皆様の支援を行いますので、お気軽に保全に関してご相談・ご意見をいただきたいと思います。今年度もよろしくお願いいたします。

4. お知らせ（2）

政府実行計画の実現に向けた取組について ～ 環境対策2019 ～

地球温暖化対策につきましては、国全体で実行すべき措置として、平成28年5月閣議において新たな政府実行計画が策定され、各府省においてその具体的実施計画を定め実施されていることと思います。

建築物の建設、維持管理、廃棄までの温室効果ガス排出量は多くの割合を占めており、排出抑制の取り組みが求められております。今回のお知らせでは、国土交通省営繕部が取り組んでいる温室効果ガスの排出抑制の内容を紹介させていただきます。

施設を管理されている皆様におかれましては、建築物の建築や管理等を行う際の参考にして頂けたら幸いです。

政府実行計画の対象・期間・目標

対象事務及び事業	政府の各行政機関が行うすべての事務・事業
計画期間	2016年度から2030年度までの期間を対象とする。ただし、2020年度中に、2021年度以降の政府実行計画について見直しを行う。
削減目標	2013年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの 2030年度における排出量を政府全体で40%削減 することを目指す 中間目標として 2020年度までに政府全体で10%削減 することを目指す。

個別対策に関する政府全体の目標（抜粋）

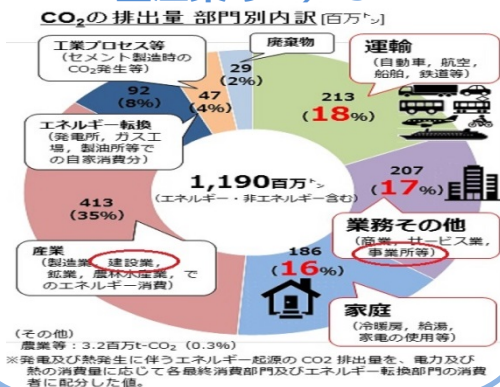
LED照明の導入割合	LED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに 50% 以上とすることに向けて努める。
事務所の単位面積当たりの電気使用量	事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね 10% 以上削減することに向けて努める。
事務所の単位面積当たりの上水使用量	事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに 10% 以上削減することに向けて努める。

LED照明の導入



2020年度までに50%以上

建築関連から排出されるCO2 全産業の1/3



環境省 2017年度イバントリ 引用

「国土交通省官庁営繕環境報告書 2019」を発行しました

ホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_green_green_tyousya.htm

国土交通省 官庁営繕部では、官庁施設の環境対策を推進しています。

政府として・・・

政府全体で実行すべき措置として、政府のオフィス等に関する温暖化対策の計画である政府実行計画（政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画，平成28年5月閣議決定）があります。2016年度から2030年度までを対象期間とし、政府が率先して取組を行うことで地方公共団体や民間企業への波及が期待されています。

政府実行計画目標
(2013年度比)

2020年度に10%削減

2030年度に40%削減

国土交通省として・・・

政府実行計画に基づき、関係府省では実施計画を策定し対策を実施する必要があります。国土交通省では国土交通省環境行動計画を策定し、環境政策を「4分野」としています。

国土交通省 環境政策 4分野

I.低炭素社会

II.自然共生社会

III.循環型社会

IV.分野横断的な取組

国土交通省環境行動計画を踏まえた前述の「国土交通省官庁営繕環境報告書 2019」（2019年3月発行）には2019年度に国土交通省官庁営繕部が取組むこととしている環境対策項目を示しています。施設関連からの温室効果ガス排出量の割合は多くを占め、削減効果が高いと考えられます。報告書にある環境対策は技術的に実現可能であり、施設管理等を行う際に取り組む環境対策の参考にして頂ければと思います。

国土交通省 環境政策「4分野」と官庁営繕部 環境対策項目

環境対策の 取組み	環境政策の 「4分野」	環境施策と環境対策項目
官庁施設の 新築及び 改修時の 環境対策の 実施	I.低炭素社会	1. 地球温暖化対策・緩和策の推進 ① 「官庁施設の環境保全性基準」に基づく施設整備 ② 環境配慮型プロポーザル方式の採用 ③ 新築、改修時におけるLED照明器具の採用 ④ ライフサイクルエネルギーマネジメントを可能にするLCEMツールの活用 ⑤ クールビズ/ウォームビズ空調の導入 ⑥ 木材利用の促進
	II. 自然共生社会	2. 再生可能エネルギー等の利活用の推進 ⑦ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用推進
	III. 循環型社会	3. 自然共生社会の形成に向けた取組の推進 ⑧ 緑化の推進 ⑨ 雨水利用・排水再利用の推進
官庁施設の 環境対策 に関する 技術的支援	IV. 分野横断的 な取組	4. 循環型社会の形成に向けた取組の推進 ⑩ グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進 ⑪ 建設副産物対策の推進
		5. 政府実行計画に基づく環境対策の促進 ⑫ 環境対策における情報提供などの技術的支援



～ 空調を28℃に設定すると…室温も28℃なる？ ～

冷房時の室温を28℃で快適に過ごせる軽装や取組を促す“クールビズ”は、地球温暖化対策の一環として、平成17（2005）年から政府が提唱する、冷房時の室温28℃を目安に夏を快適に過ごすライフスタイルです。

“クールビズ”という言葉に対する認知率は9割を超えていますが、“クールビズ”が目安としている「28℃」が、冷房の「設定温度」ではなく「室温」であることの認知率は全体の約3割のようです。（環境省の調査結果より）

「空調を28℃に設定すると室温も28℃なる」と思っている方もいるかもしれませんが、いくら冷房の設定温度を28℃にしても、室温が28℃になるとは限りません。発熱量が大きいOA機器のまわりや日射の影響を受ける場所は、設定温度より局所的に暑くなりがちです。また、古い建物の空調では、「効く場所」「効きにくい場所」が発生していることもあり、1つの部屋の中でも温度に差が生じてしまいます。

「設定温度」と「室温」の違いを意識し、必要に応じサーキュレーターや扇風機を併用するなど、室内の温度を均一にするよう工夫して、みんなが快適に過ごすための室温管理を心がけて下さい。



支援体制について

政府実行計画に基づき、関係府省で実施計画を策定するにあたり、国土交通省官庁営繕部は環境対策について支援チーム※の一員として、技術的支援を行っています。

※ 政府実行計画の支援チーム

内閣官房、環境省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省

近畿地方整備局営繕部では各種会議や公共建築相談窓口を活用し、省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制の情報提供を行っています。

環境対策についてご相談がありましたら、下記の公共相談窓口をご活用ください。

公共建築相談窓口

国土交通省大臣官庁官庁営繕部計画課

電話 03-5253-8111 内線 23224 又は、23227

E-mail eizen@mlit.go.jp

各地方整備局等にも公共建築相談窓口を設置しています。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html

近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
		計画課課長補佐		5153	
		保全指導・監督室	06-6443-1791	－	大阪府（高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く）、兵庫県、和歌山県
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	－	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府（高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡）

5. お知らせ（3）

平成30年版建築保全業務共通仕様書等の改定について

各省各庁が建築保全業務を委託する際、各種業務の内容を明確にして、適切な水準で効率的に業務契約ができるよう、国土交通省では建築保全業務の発注に関する技術基準を制定しています。平成30年9月12日に建築保全業務共通仕様書等が改定されており、今年度の保全業務から平成30年版を適用している施設も多いのではないかと思います。そこで、建築保全業務共通仕様書等の改定内容について紹介します。

改定の概要

■改定の背景

国土交通省では、建築保全業務の発注に関する技術基準を5年ごとに改定しています。このたび、最新の法令、技術動向及び建築保全業務の品質確保に対する社会的要請を踏まえた改定を行い、各省各庁に送付するとともに、地方公共団体にもご活用いただけるよう、都道府県及び政令指定都市の関係部署に情報提供しています。

■主な改定内容

●建築保全業務共通仕様書

- ◆点検告示の改正に伴い、特定天井、耐火クロススクリーン、特殊な構造の排煙設備、加圧防排煙設備等の作業項目を追加
- ◆太陽光発電装置の点検周期及び作業項目の見直し
- ◆雨水の利用の推進に関する法律の施行に伴い、雨水利用設備の作業項目を見直し
- ◆災害発生時の対応に必要な事項、優先順位等を受発注者間で契約時に取り決めする規定を追加
- ◆LED照明器具、水道用直結加圧ポンプユニット、ヒートポンプ給湯器、木製床等の資機材を保全業務の対象に追加

●建築保全業務積算基準

- ◆現場従業員の法定福利費を一般管理費等から業務管理費に移行し、業務価格の費目構成を適正化

●建築保全業務積算要領

- ◆諸経費の科目構成の見直しに伴い、業務管理費率及び一般管理費等率を見直し
- ◆ビルクリーニング技能検定の複数等級化に伴い、清掃員の技能者区分を見直し
- ◆防災設備の点検技能者を保全技師補に統一

下記HPに技術基準が掲載されています

【建築保全業務共通仕様書】

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm

【建築保全業務積算基準】 【建築保全業務積算要領】

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000026.html

6. お知らせ（4）

私たちが保全の窓口です！ ～ 令和元年度 整備局担当者の紹介 ～

近畿地方整備局営繕部保全指導・監督室及び京都営繕事務所は、各省各庁及び自治体などの皆さまから施設の保全に関する御相談（修繕に関するものも含む）を受け付けています。保全の窓口担当者にお気軽にご連絡ください。保全指導・監督室及び京都営繕事務所とも、建築、電気設備及び機械設備の各分野における技術職がいますので、御相談内容に応じて担当者が対応させていただきます。

- ・ 日頃の施設保全に関するお悩みや疑問
- ・ 修繕、改修、建替えなどの御相談
- ・ 保全に関する基準などのお問い合わせ
- ・ BIMMS-Nに関すること

など、いつでもお気軽に御連絡ください！！

【保全指導・監督室の担当者】

【総合窓口】

はらだ ひでゆき 原田 英之 (保全指導係長) (専門：機械)	ふじい まなぶ 藤井 学 (保全指導・監督官) (専門：電気)	ふなはし しんいち 船橋 真一 (保全指導・監督官) (専門：建築)
--	--	---

保全指導・監督室

【管轄】大阪府・和歌山県・兵庫県 ただし、大阪府の一部（高槻市・茨木市・枚方市・交野市・三島郡）を除く



〒530-0005
大阪市北区中之島4-1-6
(最寄り駅：京阪電鉄 中之島線『渡辺橋』)
TEL 06-6443-1791
FAX 06-6443-2588

京都営繕事務所

【管轄】京都府・滋賀県・福井県・奈良県・大阪府の一部（高槻市・茨木市・枚方市・交野市・三島郡）



〒606-8395
京都市左京区丸太町川端
東入ル東丸太町34番地12
京都第2地方合同庁舎5F
(最寄り駅：京阪電鉄『神宮丸太町駅』)
TEL 075-752-0505
FAX 075-752-0609

【京都営繕事務所の担当者】

【総合窓口】

にしお たけし 西尾 健 (保全指導・監督官室長) (専門：機械)	なかや まこと 中谷 誠 (調査・保全係長) (専門：建築)	いずみや はやと 泉屋 勇斗 (調査・保全係) (専門：電気)
--	---	--